

令和 2 年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人和
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和 3 年 2 月 1 0 日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・ 法人運営面について、不備が見受けられたので、法令、定款等に則り適切な運営に当たられたい。
- ・ 会計面について、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、専門家（公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人）を活用することが望ましい。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>定款第 36 条に現在実施していない公益事業が規定されていた（居宅介護支援事業）。</p> <p>については、定款に記載された内容と事実が相違しないよう、定款第 39 条の規定に基づき、速やかに定款変更の手続を行うこと。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(法第 31 条第 1 項、定款第 36 条及び第 39 条)</p>	定款変更手続きを行う。
2	<p>定款細則について、理事長専決事項に係る規程のみが規定されており、定款に則して改正されていなかった。</p> <p>については、定款及び法人の運営実態に合わせて、定款細則の見直しを行うこと。また、定款細則は、法人の管理運営及び業務の細部について必要な事項を定めるものであるため、理事長専決事項に係る規程のみでなく、他の事項に係る規程（例えば、評議員会や理事会の運営に係る規程等）も必要に応じて規定することが望ましい。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p>	定款細則の見直しをし、定款細則を改定した。
3	<p>ボン・チャンス拠点区分、もなみ拠点区分、白壁倶楽部拠点区分及び共生ホームこころ拠点区分の事業活動計算書について、サービス活動増減の部の収益と費用に過年度修正額が計上されていた。</p> <p>については、過年度修正などの臨時的な損益（金額が僅少なものを除く）は、特別増減の部に計上すること。</p> <p>(会計省令第 22 条第 4 項)</p>	特別増減の部に計上する。

4	<p>預金出納帳、棚卸資産受払台帳、仮受金台帳が整備されているにもかかわらず、補助簿として経理規程に規定されていなかった。また、整備されている補助簿の名称と経理規程に規定されている補助簿の名称が一致していないものや重複して規定されているものがあった。</p> <p>については、各勘定科目の内容又は残高の内訳を明らかにする必要がある勘定科目については補助簿を備え、経理規程に規定するとともに、補助簿の記録と総勘定元帳の記録が一致するよう正確な事務の執行に努めること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(経理規程第 12 条)</p>	<p>①預金出納帳、棚卸資産受払台帳、仮受金台帳を経理規程に規定をした。</p> <p>②補助簿の名称について、整備されている補助簿と経理規程に規定されている補助簿の名称が一致するように改正する。</p>
5	<p>計算書類及び計算書類に対する注記に記載されている拠点区分名及びサービス区分名と経理規程に規定されている拠点区分名及びサービス区分名が相違していた。</p> <p>については、計算書類及び計算書類に対する注記の作成について、整合性を図ること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(経理規程第 6 条)</p>	<p>経理規程に記されている拠点区分名及びサービス区分名と計算書類等の記名が同一になるようにする。</p>
6	<p>計算書類の附属明細書について、借入金明細書の支払利息の当期支出額の合計が事業活動計算書と一致していなかった。</p> <p>については、附属明細書の作成について、計算書類との整合性を図ること。</p> <p>(運用上の取扱い 26 (1))</p>	<p>附属明細書と計算書類の整合性を図る。</p>